

三次市規則第 号

三次市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

三次市教育委員会に対する事務委任規則（平成16年三次市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 三次市民ホール

附 則

(施行期日)

1 この規則は、三次市民ホール設置及び管理条例（平成25年三次市条例第26号）の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行日前においても、教育委員会は、三次市民ホールの開館のための準備行為を行うことができる。

3 前項の規定により、任命又は委嘱等された職員、各種委員等については、この規則の施行後において任命又は委嘱等された職員、各種委員等とみなす。